

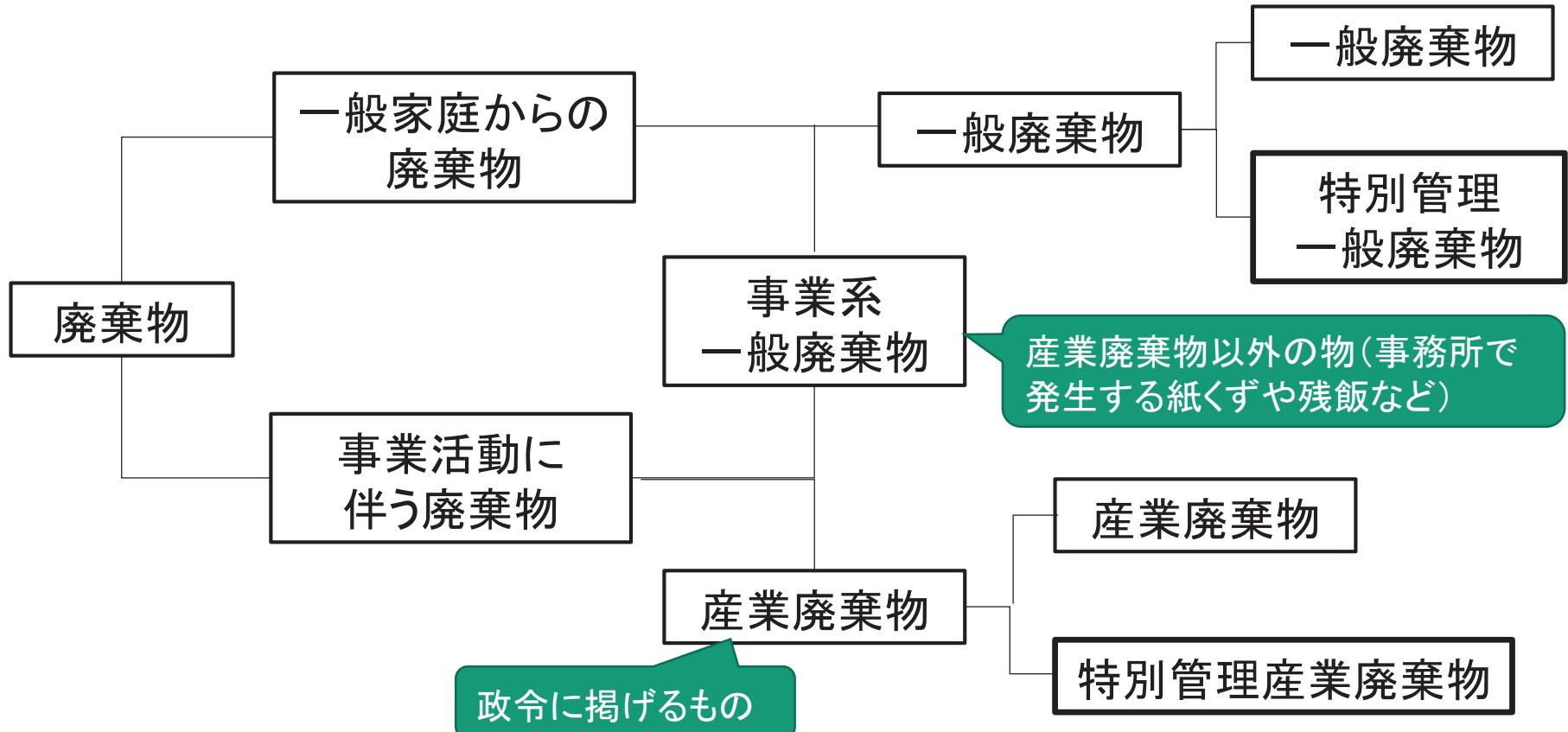
令和3年度 廃棄物管理責任者講習資料

産業廃棄物の適正処理 について

大阪市環境局 環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制グループ

廃棄物の区分(1)

- ▶ 「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥～略～その他の汚染物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。(廃棄物処理法第2条第1項)



廃棄物の例

▶ 次のものは産業廃棄物

例1 コンビニやスーパーにある回収ボックスで集められたカン・бин・ペットボトル

例2 事務所で使われたプラスチック類

例3 倉庫から排出された不良品 ※不良品(廃棄物)の種類に注意(業種限定)

例4 事務所から排出された廃家電

例5 貨物の流通に使用した木製パレット

▶ 次のものは産業廃棄物と一般廃棄物の混合物

例1 事務所から発生したビニールコーティングされた紙(ステッカー等)

例2 量販店から排出されたポリスチレンフォーム等のプラスチック素材を芯材に使用している量

産業廃棄物の種類

(廃棄物処理法第2条第4項、施行令第2条)

産業廃棄物の種類			
1 燃えがら	11 がれき類		
2 汚泥	12 ばいじん		
3 廃油	13 紙くず★		
4 廃酸	14 木くず★		
5 廃アルカリ	15 繊維くず★		
6 廃プラスチック類	16 動植物性残さ★		
7 ゴムくず	17 動物系固形不要物★		
8 金属くず	18 動物のふん尿★		
9 ガラスくず、陶磁器くず及び コンクリートくず	19 動物の死体★		
10 鉱さい	20	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

注) ★印 業種の限定があります。

産業廃棄物の定義

▶ 石綿含有産業廃棄物

石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。

○石綿を含むPタイル(廃プラスチック類)

○石綿スレート板(がれき類)

▶ 水銀使用製品産業廃棄物

水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物になったもの。

○蛍光灯、水銀灯(金属くず、ガラスくず)

▶ 水銀含有ばいじん等

○ばいじん、燃えがら、汚泥、鉱さいであって、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの。

○廃酸、廃アルカリであって、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの。

特別管理産業廃棄物の種類

(廃棄物処理法施行令第2条の4)

特別管理産業廃棄物の種類																	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの; おおむね引火点70°C以下)																
廃酸	pH2.0以下のもの (著しい腐食性を有するもの)																
廃アルカリ	pH12.5以上のもの (著しい腐食性を有するもの)																
感染性 産業廃棄物	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物 又はこれらのおそれのある廃棄物																
特定有害産業廃棄物	<table border="1"><tr><td>廃PCB等</td><td>廃PCB及びPCBを含む廃油</td></tr><tr><td>PCB汚染物</td><td>PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの</td></tr><tr><td>PCB処理物</td><td>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの</td></tr><tr><td>廃水銀等及び その処理物</td><td>廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの</td></tr><tr><td>指定下水汚泥</td><td>下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥</td></tr><tr><td>廃石綿等</td><td>石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において 生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの ・石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿等</td></tr><tr><td>燃え殻、汚泥、 廃酸、廃アルカリ、鉱 さい、ばいじん等</td><td>「有害物質の判定基準」を超えるもの又は満足しないもの</td></tr><tr><td>〔 廃油 〔有機塩素系 溶剤〕〕</td><td>廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロ ロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-ト リクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンに限る。)</td></tr></table>	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油	PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの	廃水銀等及び その処理物	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において 生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの ・石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿等	燃え殻、汚泥、 廃酸、廃アルカリ、鉱 さい、ばいじん等	「有害物質の判定基準」を超えるもの又は満足しないもの	〔 廃油 〔有機塩素系 溶剤〕〕	廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロ ロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-ト リクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンに限る。)
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油																
PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの																
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの																
廃水銀等及び その処理物	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの																
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥																
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において 生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの ・石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿等																
燃え殻、汚泥、 廃酸、廃アルカリ、鉱 さい、ばいじん等	「有害物質の判定基準」を超えるもの又は満足しないもの																
〔 廃油 〔有機塩素系 溶剤〕〕	廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロ ロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-ト リクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンに限る。)																

排出事業者の責務

- ▶ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(廃棄物処理法第3条第1項)

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任を有しています。



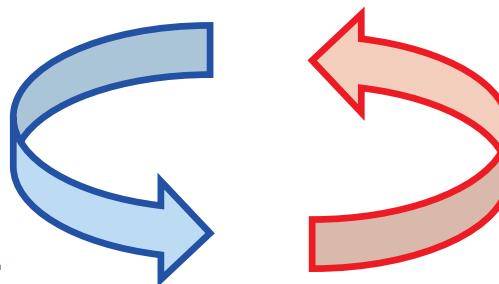
- ▶ 処理そのものは、処理業者に委託して行うことは可能ですが、その廃棄物の適正処理は、事業者が責任をもって管理をしなければなりません。

産業廃棄物と一般廃棄物の処理の違い

▶ 産業廃棄物は都道府県境を越えた広域移動が可能です。

- ・大阪市の店から神戸市の店へ産業廃棄物を移動させて保管する。
- ・兵庫県の産業廃棄物処分業者に処理を委託する。

一般廃棄物は区域内処理



産業廃棄物は広域処理

▶ 一般廃棄物は各市町村の一般廃棄物処理計画に従って処理することから、**各市町村の区域内**で処理が原則となっています。

- ・家庭系ごみ ⇒ 大阪市が収集
- ・事業系ごみ ⇒ 事業者が一般廃棄物収集運搬業者に依頼
- ・収集した一般廃棄物は、鶴見、西淀、舞洲、平野、東淀、八尾工場で処分

産業廃棄物の保管(その1)

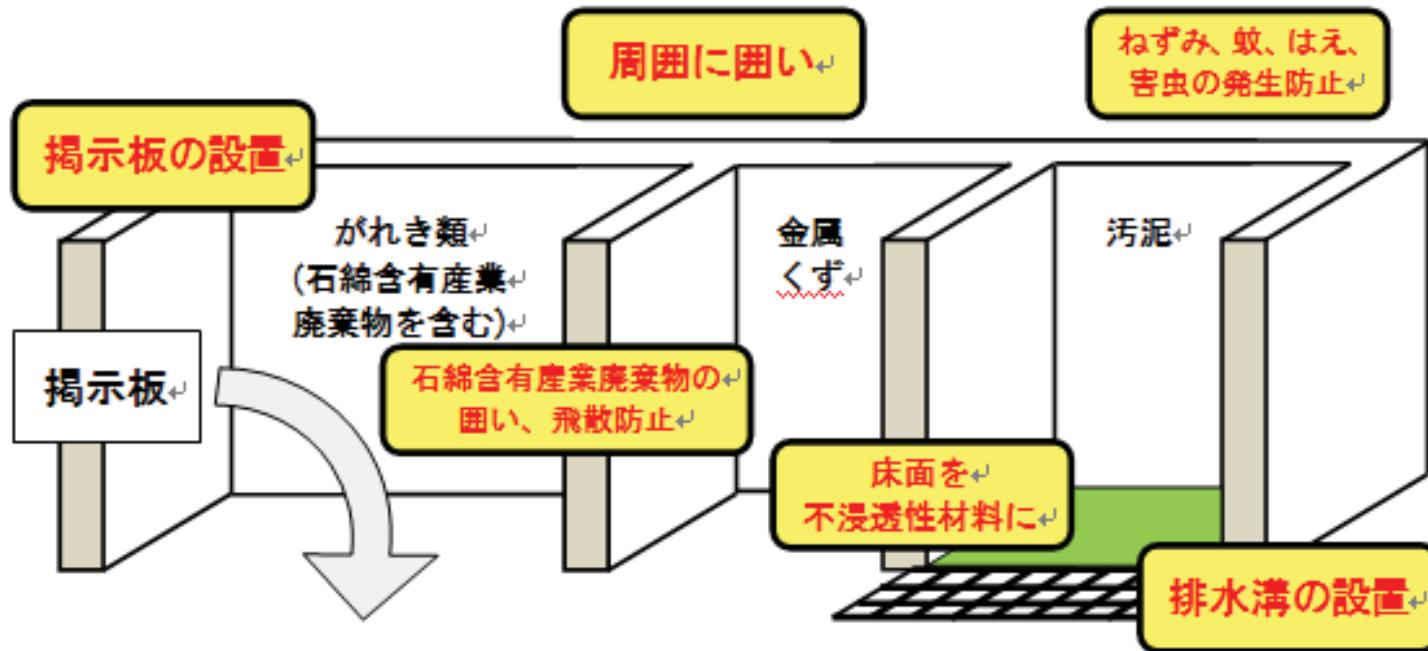
- ▶ 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。



(廃棄物処理法第12条第2項)

- ▶ 飛散、流出の防止措置をとること。
- ▶ 汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置をとること。
- ▶ 悪臭、害虫の発生を防止すること。
- ▶ 周囲に囲いを設置。
- ▶ 囲いから勾配50%以下の高さで保管すること。
- ▶ 廃棄物の保管場所である旨の掲示板を設置。

産業廃棄物の保管(その2)



産業廃棄物保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎 大阪市中央区△△1-1-1 総務部 大阪 花子 06-1234-5678
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)、金属くず、汚泥

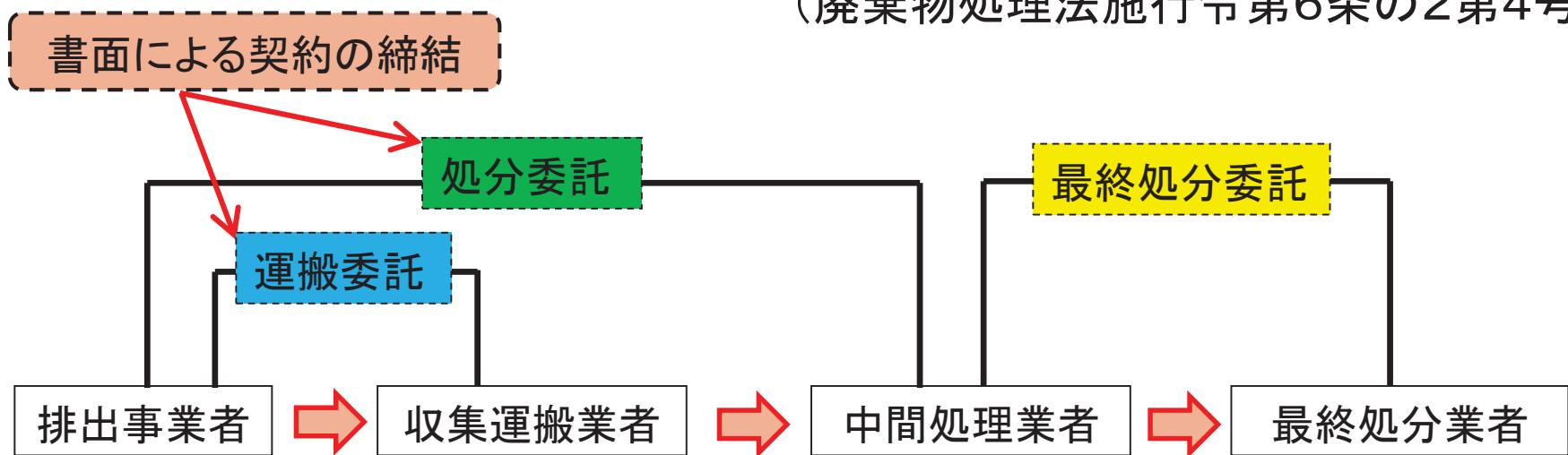
← 60cm 以上 →

↑ 60cm 以上 ↓

産業廃棄物の委託契約

- 事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合には、「収集運搬業者」「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければならない。

(廃棄物処理法施行令第6条の2第4号)



(廃棄物の流れ)



産業廃棄物処理業者

大阪府産業廃棄物処理業者名簿

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>

大阪市産業廃棄物処理業者名簿

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009245.html>

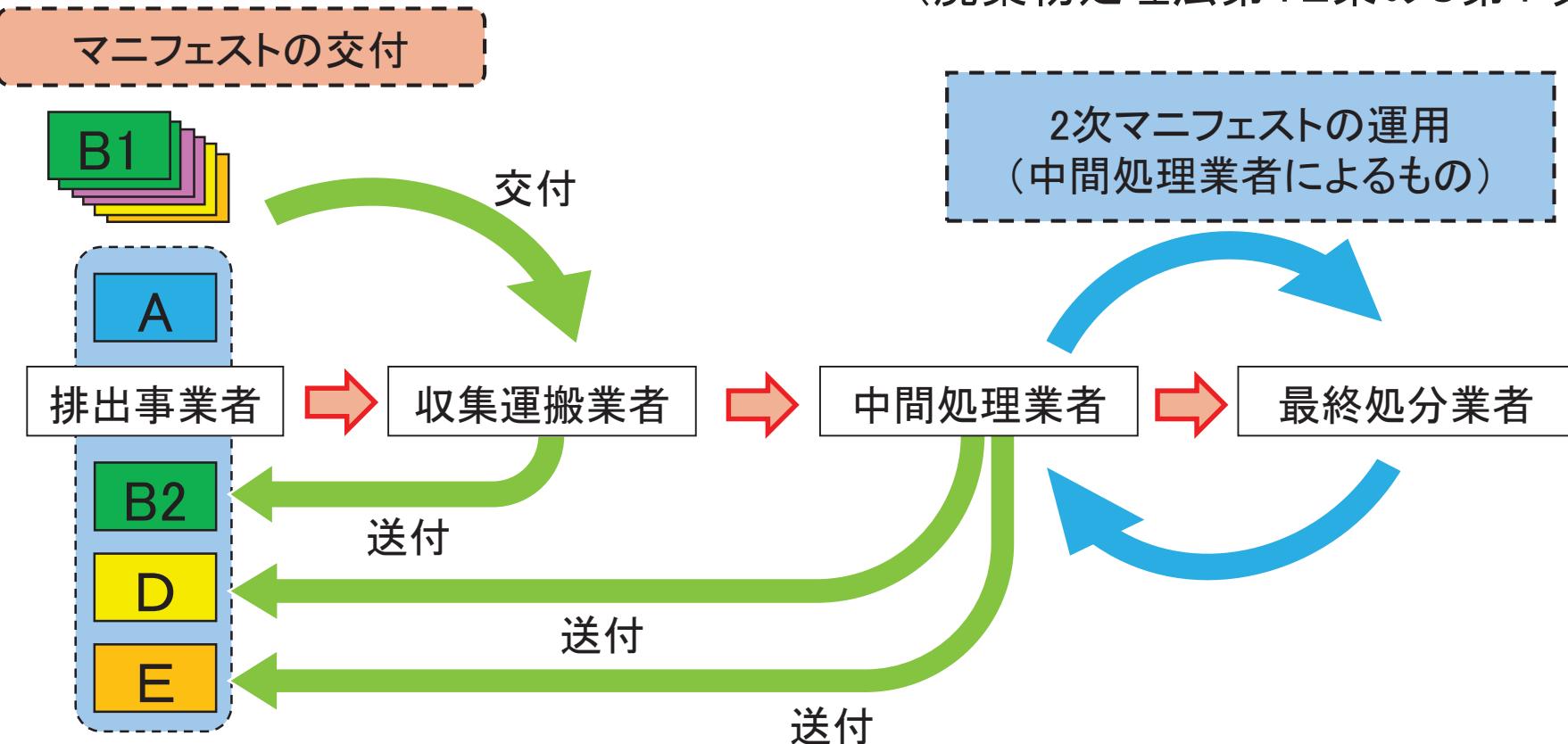
公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 処理業者閲覧・検索システム(協会会員検索)

<http://syorigyousya-kensaku.jp/>

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

- ▶ その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。

(廃棄物処理法第12条の3第1項)



委託契約・マニフェスト交付についての注意点

①ビルのテナントから排出される産業廃棄物の処理について、委託契約は、排出事業者(テナント)と収集運搬業者及び処分業者との間で結ぶ必要があります。

※ 委託契約書の排出事業者はあくまでテナントとなりますが、事務手続きをビル管理会社が代わりに行うことは可能です。

②ビルの管理者等から産業廃棄物の集荷場所を提供されている場合、マニフェストの交付事務は当該ビルの管理会社が代行可能です。

・ビル内にテナント用の産業廃棄物の集荷場所が提供されている。

⇒ビル管理会社が代わりにマニフェストを交付



ビルの管理会社は排出事業者にはなれないことに注意！

①委託契約書記載例

産業廃棄物処理委託標準契約書

排出事業者: 別紙参照

(以下「甲」という。)と、

収集運搬業者: 株式会社 A

(以下「乙」という。)は、

甲の事業場: 大阪市阿倍野区阿倍野筋〇丁〇番〇号

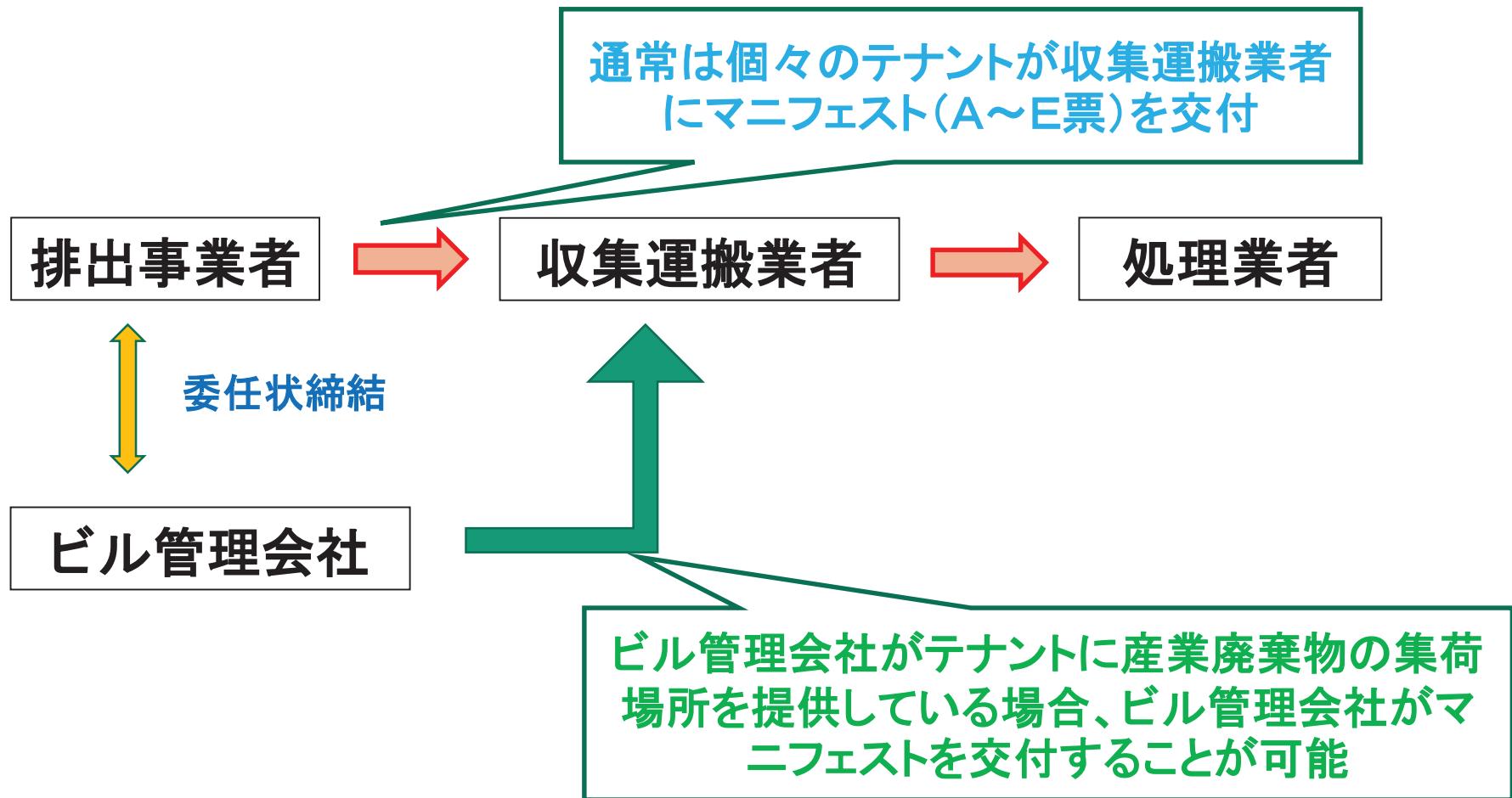
から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり
契約を締結する。

排出事業者(テナント)が多
数の場合は別添として添付
することが可能

- ・排出事業者毎に契約を締結することが原則だが、契約締結の権限を委任状を用いてビル管理会社等に委任し、事務手続き(契約の代行)をすることは可能

- ・ただし、排出事業者はあくまで個々のテナントであり、ビル管理会社ではない

②産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付



・ビル管理会社は個々のテナントから排出される産業廃棄物の種類、量を把握する必要がある

産業廃棄物管理票の記載例

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票										
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名					
事業者 （排出者）	氏名又は名称		所在地 〒		電話番号		（交付担当者欄） ビル管理会社名及び担当者氏名を入れる			
	住所 〒		電話番号		所在地 〒		電話番号			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通のもの) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 馬くず <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> T424 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)									
	（排出者欄） 各テナント会社名を記載、多数の場合は別紙に一覧表を添付することで対応可									
中間処理 産業廃棄物										
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり									
最終処分 の場所										
	<input type="checkbox"/> 委託者の氏名又は名刺 <input type="checkbox"/> (運搬担当者の氏名)									
運搬受託者	氏名又は名称		住所 〒		電話番号		（排出事業場欄） 施設(ビル)名称、所在地を入れる			
	住所 〒		電話番号		所在地 〒		電話番号			
処分受託者	氏名又は名称		住所 〒		電話番号		（排出事業場欄） 施設(ビル)名称、所在地を入れる			
	住所 〒		電話番号		所在地 〒		電話番号			
運搬の委託	〔委託者の氏名又は名刺 (運搬担当者の氏名)〕				受領印	運送機関名 終了年月日	平成 年 月 日	荷物拘束量		数量(及び単位)
処分の委託	〔委託者の氏名又は名刺 (処分担当者の氏名)〕				受領印	処理機関名 終了年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日		平成 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号				〔委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号〕					B 2 票 平成 年 月 日 D 票 平成 年 月 日
	類似品にご注意ください									

マニュフェスト等の入手先

- ・紙マニフェストの入手先

公益財団法人 大阪府資源循環協会

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

- ・契約書の入手先

大阪市環境局ホームページ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり」の53～60
ページに記載例あり

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009199.html#1>

産業廃棄物管理票(マニフェスト) 交付等状況報告書の提出

○対象事業者 : 全てのマニフェスト交付者
(電子マニフェスト運用分を除く)

○対象廃棄物 : 全ての産業廃棄物

○提出期限 : 毎年6月30日

○報告書の提出先 (大阪市内の事業所に限る)

〒545-8550

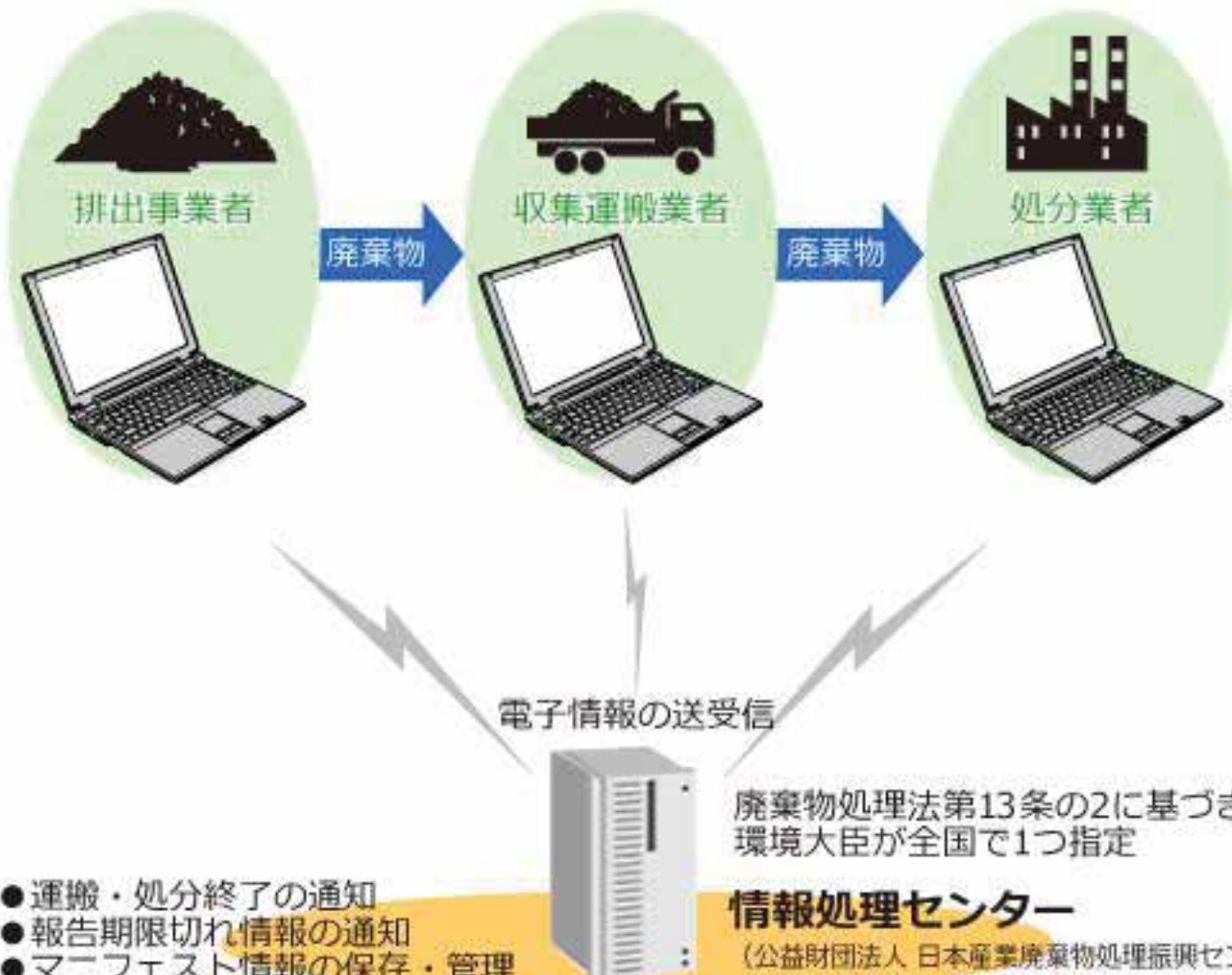
大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1あべのルシアス 13階

大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ

○様式のダウンロード

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000019635.html>

電子マニフェスト制度



電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストの利点

▶ 電子マニフェストを導入すると、「情報共有」と「情報伝達の効率化」の効果といったメリットがあります。

○事務処理の効率化(事務負担の軽減)

- ①紙マニフェストの保存が不要
- ②廃棄物の処理状況の確認が容易
- ③過去に登録したマニフェスト情報の確認やデータの集計が可能
- ④産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

○法令遵守(コンプライアンス)

○データの透明性

産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係る 罰則について

- ▶ マニフェスト交付義務違反(法第12条の3第1項)
⇒不交付、未記載、虚偽記載をしたとき
- ▶ マニフェスト保存義務違反(法第12条の3第2項、第6項)
⇒5年間保存をせずに廃棄したとき
- ▶ 電子マニフェスト虚偽登録(法第12条の5第1項)
- ▶ マニフェスト制度に係る義務違反者への措置命令違反
(法第12条の6第3項)



1年以下の懲役または100万円
以下の罰金

水銀使用製品産業廃棄物

- ▶ 水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物になったもの。

(廃棄物処理法施行規則7条の2の4)

水銀使用製品産業廃棄物は平成29年10月1日から処理基準が強化されています。

- ▶ 他の廃棄物と区分して収集運搬及び保管を行うこと。
- ▶ 収集運搬中に破碎しないような方法をとること。
- ▶ 安定型埋立処分場への埋立禁止。



処理委託する場合、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う許可を持つ処理業者に依頼してください。また、委託契約書及びマニフェストに水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを明記する必要があります。

火災の原因となる産業廃棄物

▶ リチウムイオン電池

- ▶ 破損・変形により、発熱・発火の危険性が高い。
- ▶ 不適切な残留や混入を防ぐ必要がある。
- ▶ リチウムイオン電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収する等の安全対策

一般社団法人JBRC <http://www.jbcc.com/>

▶ スプレー缶・カセットボンベ

- ▶ 缶を振って製品を最後まで使い切る。
- ▶ 充填物が残っていないか確認する。
- ▶ ガス抜きキヤップがあるものは、風通しの良い屋外で出し切る。

一般社団法人日本エアゾール協会 <http://www.aiaj.or.jp>

PCB廃棄物

▶ ポリ塩化ビフェニル(PCB)

絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサー等幅広い用途に使用

昭和29年 国内生産開始

昭和43年 力ネミ油症事件発生。PCB毒性社会問題化

昭和47年 製造中止、適正保管義務

平成13年 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」公布施行



高圧コンデンサー



高圧トランス



安定器

PCB廃棄物の処理期限

2021年(令和3年)

3月31日

までに

JESCOで処分

高 濃度

未処理のものが見つ
かった時は至急
ご連絡をお願いします。

PCB廃棄物は処分期限までに
必ず処分をしてください。

2027年(令和9年)

3月31日

までに

無害化処理認定施設等で処分

低 濃度

高濃度PCB使用安定器の設置場所

※経済産業省HPより

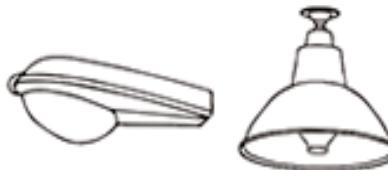
PCB使用安定器を使用した照明器具

(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)

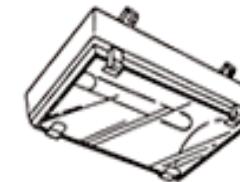
蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)



水銀灯器具
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



※日本照明工業会HPより

- 昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があります。
 - 日本照明工業会は、昭和52年3月までは、対象機器として扱うことが望ましいとしています。
 - ※ 蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ(電子)式安定器には、PCBは使用されておりません。
 - ※ また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されていません。
- ※ 日本照明工業会の下記URLをご参照ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo pcb/index.htm>

新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物(例)

発生場所	主な廃棄物(具体例) 【廃棄物の区分】	特徴
①家庭及び事業所 (②医療関係機関等を除く)	感染者の生活系廃棄物(感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したマスクやティッシュ、食事などの際に利用した使い捨ての食器、排泄物が付着したおむつ、し尿等) 【一般廃棄物/産業廃棄物】	・家庭及び事業所は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物処理法に定められた <u>感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。</u>
②医療関係機関等※1	新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療機材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブル製品(ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ・し尿等	・当該廃棄物の感染性の有無は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」※2に示された判断基準に基づいて行う。

※1「医療関係機関等」:病院、診療所(保健所等含む)、介護老人保健施設、動物の診療施設など

※2「感染性廃棄物処理マニュアル」:<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年9月環境省)から引用

廃棄方法

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も

他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行なうなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいものであって、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の锐利なもの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチックの二重使用または、堅牢な容器



例: プラスチック製容器



例: プラ袋(二重使用)/段ボール容器(内袋使用)

※ ①～③と一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省



環境省公式HP



基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

新型コロナウイルスなどの感染症対策のための ご家庭でのごみの捨て方

— 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

① ごみ袋は しっかり縛って 封をしましよう!

ごみが飛散せず、
吸湿調湿作用において
ごみ袋を温かく保つ
なります。



② ごみ袋の 空気を抜いて 出しましよう!

吸湿調湿作用において
ごみ袋を温かく保つ、
吸湿作用の強度を
低下させます。



③ 生ごみは 水切りを しましよう!

ごみの量を
減らすことが
できます。



④ 菅間から ごみの減量を 心がけましよう!

購入した食品は食べきるなど、ごみを出さない
ことも大切です。家庭での食事調合が紧張する中、
料理を減らしながら、できることがあります。
新潟市の「食生活スポーツルームサイト」
をご覧ください。▶▶▶

⑤ 自治体の 分別・収集ルールを 確認しましよう!

最大ごみの持ち込みを停止している場合や、
資源物の分け方・出し方が
普段と異なる場合などあります。
また、マスクなどごみのガイドは
施設にやめましょう。



新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いがある方に向けて以下の通り、
ごみ箱に直接投げ入れてマスクやティッシュ等のごみをする際は、以下のとおりの方法でごみを出し십시오。

①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、 いっぱいにならない ようにしましよう!

ごみは、いっぱいになる前に
手早く出し십시오.



②ごみに直接捨れることの ないよう、しっかり縛って 出しましよう!

ごみは、世間を経てから
しっかり縛って出し십시오.
一方、ごみ袋の外側に漏れた
場合や、ぬれれている場合は、
ひき締めて出してください。



③ごみを捨てたときは しっかり手を 洗いましょう!

石鹸を使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



環境省
Ministry of the Environment

フロン排出抑制法の改正

機器管理者の皆様へ



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しないと 即座に **罰金** が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は 引取ってもらえません!



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書：充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン、
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



機器を **使用** しているとき

- 保有する機器の点検を実施してください。
※簡易点検：すべての機器に対し、3ヶ月に1回以上実施。
定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。

改正

- 点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。
- フロン類の充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ
行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、修理なしでのフロン類の充填は原則禁止です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に報告してください。(フロン漏えい量報告・公表制度)

機器を **廃棄** するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。

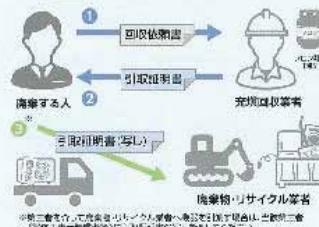
改正

- 廃棄物・リサイクル業者に機器を引取る際には、引取証明書の写しを作成し、
機器と一緒に渡してください。(下図左)
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業者の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の
引取りも依頼することができます。(下図右)

改正

- 解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。

フロン類の回収と機器の処分を 別の事業者に依頼する場合



フロン類の回収と機器の処分を 同じ事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.enr.go.jp/earth/fflon/>



お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局
<http://www.enr.go.jp/earth/czore/cfc/cfr.html>

環境省 地球温暖化対策室 フロン対策室
TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造基盤局 化学物質管理制度 オゾン層保護等推進室
TEL:03-3501-1511(内線3/11)

お問い合わせ先

大阪市環境局 環境管理部
環境管理課 産業廃棄物規制グループ

住所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1－5－1
あべのルシアス13階
電話：06-6630-3284

今後とも本市廃棄物行政へのご協力を
よろしくお願いします。